

# 東久留米市第 5 次長期総合計画策定方針

## 1 はじめに

東久留米市では、平成 23 年度から 10 年間を計画期間とする「東久留米市第 4 次長期総合計画」（以下「第 4 次長期総合計画」という。）において、『“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米』をまちの将来像とし、その実現に向けまちづくりを進めてきました。

この間、少子化・超高齢社会の進行や人口減少社会への転換、社会インフラの老朽化への対応、市民ニーズの多様化・高度化などにより、市を取り巻く環境は大きく変化しています。また、平成 23 年 8 月より、地方自治法に規定されていた基本構想の策定義務がなくなり、現在は地域主権の下、それぞれの基礎自治体が地域の現状に合わせて計画を策定する時代となりました。

こうした状況の中、子育て世帯をはじめとした若い世代が住みたいまち、高齢の方や障害をお持ちの方など誰もが安心して住み続けられるまち、そして、若者も子育て世代も、高齢者も障害者も、女性も男性も、誰もが生涯現役で活躍でき、安心して暮らすことができるまちをめざし、戦略的かつ重点的な市政運営を行っていくことが重要となります。

ついでには、現行の第 4 次長期総合計画が平成 32（2020）年度をもって終了することから、平成 33（2021）年度を始期とする「東久留米市第 5 次長期総合計画」（以下「第 5 次長期総合計画」という。）を策定するための方針をここに定め、本格的な策定作業に取り組むものです。

## 2 計画の位置づけ

地方自治法の改正により基本構想の法的な策定義務はなくなりましたが、本市では東久留米市長期総合計画条例（平成 30 年条例第 13 号）を制定し、今後も、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針である長期総合計画を策定するとともに、基本構想について議会の議決を得ることとしました。

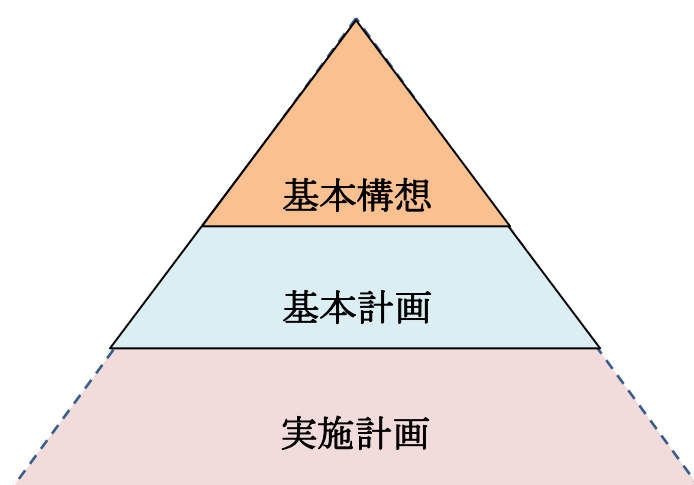
こうしたことから、長期総合計画はこれまで同様、東久留米市の最上位の方針として位置付けられるものです。

## 3 計画の構成

第 5 次長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三段階で構成する

ことを基本として検討します。なお、実施計画の策定については、第5次長期総合計画期間中の財政フレームを踏まえ判断します。その結果、実施計画を策定しない場合でも、東久留米市の施策の方向を示す必要性や各分野における事業計画の位置づけの明確化などの視点から、予定計画事業一覧を作成します。また、中期的な財政見通しについても適宜把握できるよう、努めます。

なお、第5次長期総合計画と市長公約との整合性については、市長公約の実現には高い実効性が重要であることから、市長公約実現のための施策については、具体的な取り組みを示す実施計画もしくは予定計画事業一覧上でその旨を明らかにし、実現に向けて取り組んでいきます。



(1) 基本構想

基本構想は、東久留米市がめざすまちの将来像やまちづくりの基本理念を定め、その実現に向けた施策の大綱を示すものであり、計画的な行政運営の指針となるものです。

【参考】これまでの基本理念・将来都市像

長期総合計画	計画期間	基本理念・将来都市像
第1次	昭和48年度～60年度 (13年間)	快適で健康な緑と太陽に恵まれた 住宅都市
第2次	昭和61年度～平成12年度 (15年間)	水と緑とふれあいのまち “東久留米”
第3次	平成13年度～22年度 (10年間)	水と緑とふれあいのまち “東久留米”
第4次	平成23年度～平成32年度 (10年間)	“自然 つながり 活力あるまち” 東久留米

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための施策の大綱に基づいて、分野別に現状と計画期間中の課題とそれらを踏まえた方向性を示すとともに、諸施策を総合的に体系化するものです。

(3) 実施計画

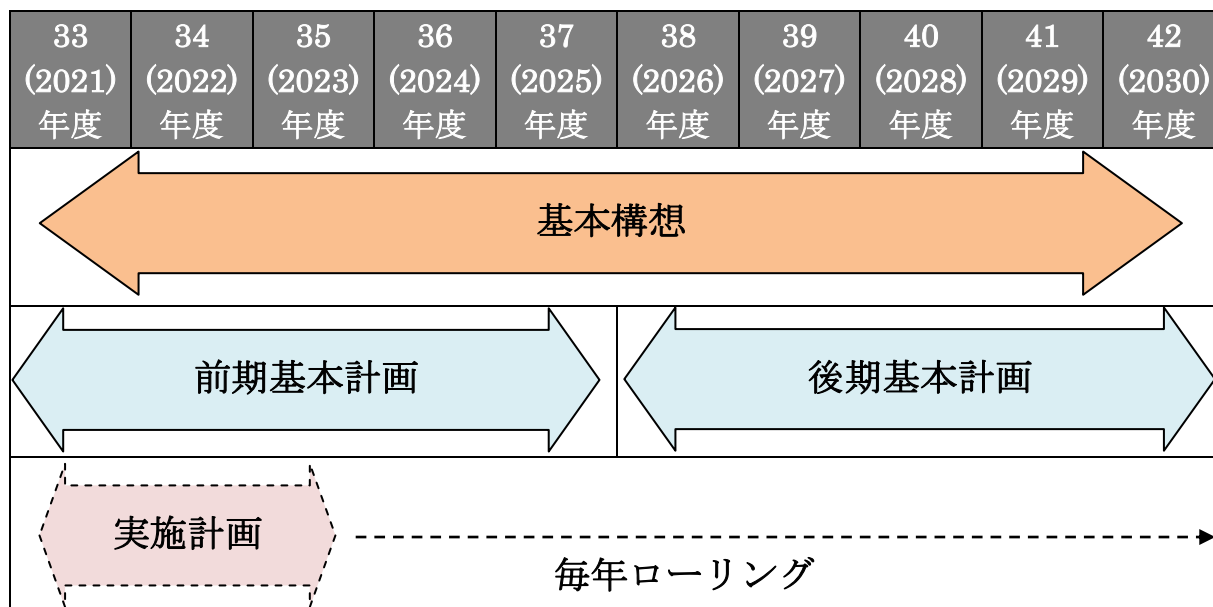
実施計画は、中期的な行財政運営の指針として、基本計画に基づき各年度の事業規模や裏付けとなる財源等を明確にした予算編成の指針となるものです。

## 4 計画の期間

第5次長期総合計画の基本構想については、今後人口減少が進み、様々な変化が想定される中、東久留米市を取り巻く社会・経済情勢を的確に捉え、より実効性のある計画とするため、始期から10年後の平成42（2030）年を目標年次とした東久留米市の将来像を検討し、その実現に向けたまちづくりの基本理念・基本目標等を定めます。

基本計画は、5年間の計画期間とし、必要に応じて見直しを図ります。

実施計画を策定する場合は、3年間の計画期間とし、財政状況の変化等を勘案して毎年見直し（ローリング）を行います。



## 5 計画策定の基本的な視点

---

第5次長期総合計画の策定にあたっては、次の基本的な視点に沿って計画づくりを進めます。

### (1) 社会経済情勢を踏まえた計画づくり

人口減少や人口構造の変化、厳しい財政状況、公共施設の老朽化等、東久留米市を取り巻く社会経済環境を十分に分析・検討し、課題を適切に認識したうえで、今後の動向にも考慮した計画づくりを進めます。

### (2) 市の特性を活かした計画づくり

本市の最大の強みと言える自然との調和、融和が図られた質の高い住環境が形成されている等の特性を活かした、市の魅力や優位性を訴求する計画づくりを進めます。

### (3) 市民等の参加による計画づくり

策定過程の透明性を確保するとともに、長期総合計画基本構想審議会への公募委員の起用や市民アンケート調査、パブリックコメント、市民説明会の実施など、多様な市民参画手法（市民参加手続）による市民意見の聴取に努め、市民等の参加による計画づくりを進めます。

### (4) 実効性を重視した計画づくり

国の「地方創生」の動向など社会経済情勢の変化を的確に捉え、厳しい財政状況を踏まえながら、将来における財政状況を十分に想定し、計画に盛り込むべき施策については、選択と集中を図るとともに、PDCAサイクルの視点から、行政評価と連動させた実効性の高い計画づくりを進めます。また、分野をまたがる政策課題については、横断的な連携のもと実施し、相乗効果を高めるなど、効率的・効果的な計画づくりを進めます。

### (5) わかりやすい計画づくり

「まちづくりの指針」として市民、事業者、各種団体、行政等が共有し、それぞれが同一の目標に向かって主体的に取り組むことができるよう、わかりやすい計画づくりを進めます。

## 6 計画策定の体制

### (1) 市民参画手法（市民参加手続）

第5次長期総合計画の策定においては、「東久留米市長期総合計画基本構想審議会条例（昭和60年東久留米市条例第14号）」に基づく同審議会による審議の他、市民参画の具体的な手法は、今後の検討、調整等により選定しますが、可能な限り取り組み、広く市民の意見や考え方を聴取することに努めます。

#### (i) 基本構想審議会

公募委員、学識経験者、公共的団体等の代表者、その他市長が必要と認める者からなる基本構想審議会において、市長の諮問に応じて基本構想の策定に関する必要な事項を調査、審議し、答申します。なお、基本構想審議会委員の選任にあたっては、公募委員の枠を可能な限り確保するとともに、男女比率の均等化が図れるよう、努めます。

#### (ii) 策定過程で想定される市民参画の手法

##### ア 市民アンケート調査等

無作為抽出による市民2,000人を対象として、郵送によるアンケートを実施し、市民のまちづくりに関する意識調査を行います。また、市内の主な各種団体や企業等に対してヒアリング調査を行い、様々な分野におけるまちづくりへの意見等を聴取します。

##### イ パブリックコメント

基本構想及び基本計画の策定過程において、それぞれの素案を公表し、広く市民等の意見を聴取するために、パブリックコメントを実施します。

##### ウ 市民説明会、シンポジウム・フォーラム、市民ワークショップ等

パブリックコメントと同様に、基本構想等の策定過程において、適宜市民説明会や市民ワークショップ等を開催し、策定状況の説明を行うとともに、市民意見を聴取します。

##### エ 子どもたちがまちづくりを考える機会の創出

市民アンケート調査の対象とならない小・中学生に対し、例えば、東久留米市の将来像や今後のまちづくりをテーマとした作文コンクールやワークショップ等を実施し、市内の子どもたちがまちづくりを考える機会を設けます。

## (2) 庁内検討体制

第5次長期総合計画の策定における庁内の検討体制は、次のとおりとします。

### ア 長期総合計画策定委員会

策定委員会は、副市長を委員長として、東久留米市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和46年東久留米市規則第25号）第4条第1項に規定する者（ただし、市長を除く。）をもって構成し、基本計画策定に必要な事項について調査及び検討を行います。

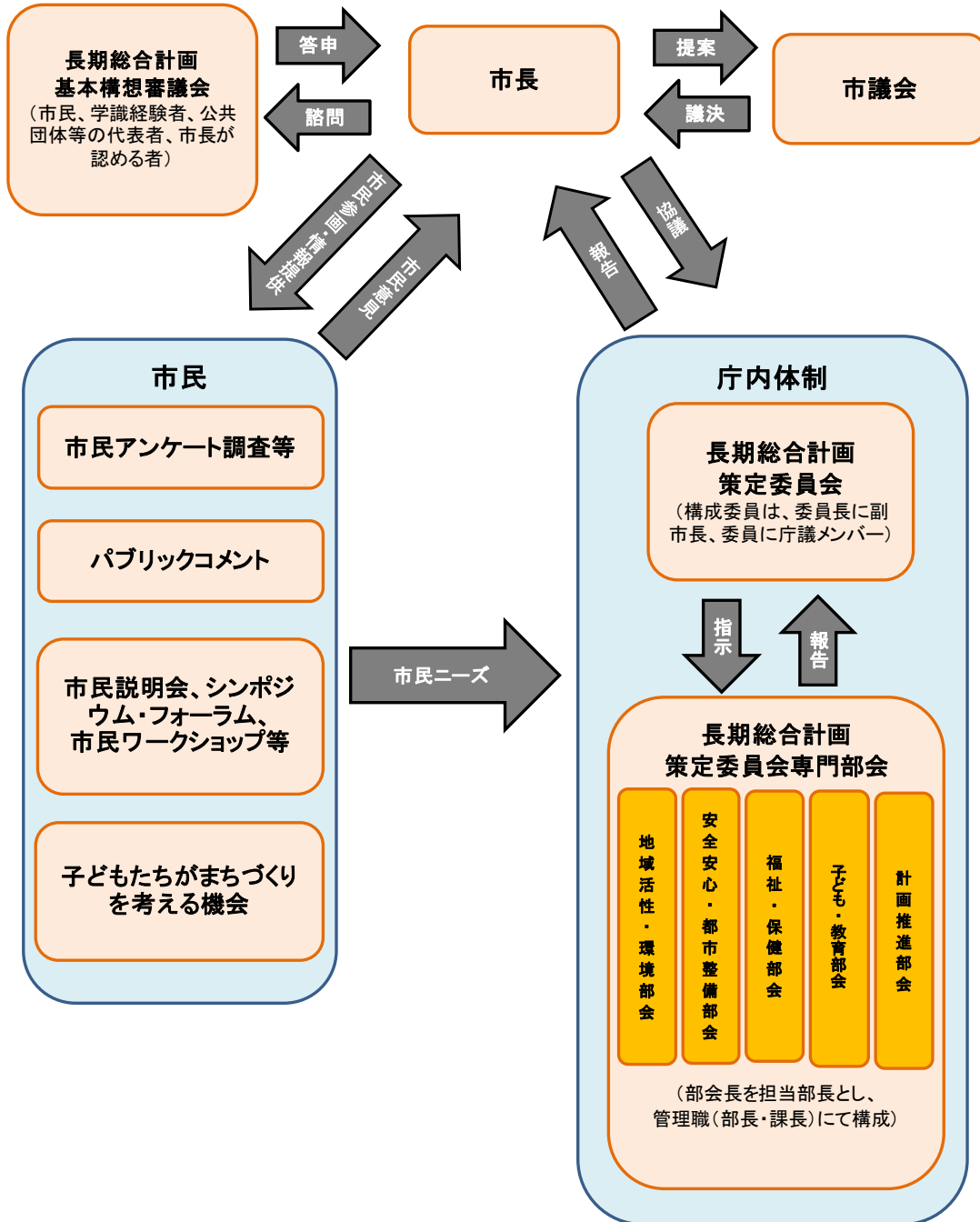
### イ 長期総合計画策定委員会専門部会

策定委員会の下位組織として部課長職で構成する、分野別の5つの専門部会において、各分野を網羅した素案の策定を行います。

#### <専門部会>

- 地域活性・環境部会
- 安全安心・都市整備部会
- 福祉・保健部会
- 子ども・教育部会
- 計画推進部会

(3) 体制イメージ図



## 7 計画策定のスケジュール

---

第5次長期総合計画の策定スケジュールは、概ね次のとおりとします。

平成30（2018）年	8月	第5次長期総合計画策定方針の策定
	9月	市民アンケート調査等の検討 市民参画手法の企画・検討
平成31（2019）年	1月	基本構想審議会への諮問
	10月	基本構想の中間答申
	11月	中間答申の公表・意見募集
平成32（2020）年	5月	基本構想（素案）のパブリックコメント
	7月	基本構想（案）の答申
	9月	基本構想（案）を市議会へ提案
	11月	前期基本計画（素案）のパブリックコメント
平成33（2021）年	1月	第5次長期総合計画の策定